

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、銀行法施行規則第一条の三の二第二項及び第三十五条第一項第二十二号の規定に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社及びその子会社並びに金融庁長官が別に定める劣後特約付金銭消費貸借及び劣後特約付社債（平成三十年金融庁告示第十四号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>銀行法施行規則第一条の三の二第二項及び第三十五条第一項第三十二号の規定に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社及びその子会社並びに金融庁長官が別に定める劣後特約付金銭消費貸借及び劣後特約付社債</p> <p>(金融庁長官が指定する劣後特約付金銭消費貸借等)</p> <p>第三条 規則第三十五条第一項第三十二号に規定する金融庁長官が別に定める劣後特約付金銭消費貸借は、次のいずれかに該当する劣後特約付金銭消費貸借とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>2 規則第三十五条第一項第三十二号に規定する金融庁長官が別に定める劣後特約付社債は、前項各号に掲げるいずれかに該当する劣後特約付社債とする。</p>	<p>銀行法施行規則第一条の三の二第二項及び第三十五条第一項第二十二号の規定に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社及びその子会社並びに金融庁長官が別に定める劣後特約付金銭消費貸借及び劣後特約付社債</p> <p>(金融庁長官が指定する劣後特約付金銭消費貸借等)</p> <p>第三条 規則第三十五条第一項第二十二号に規定する金融庁長官が別に定める劣後特約付金銭消費貸借は、次のいずれかに該当する劣後特約付金銭消費貸借とする。</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>2 規則第三十五条第一項第二十二号に規定する金融庁長官が別に定める劣後特約付社債は、前項各号に掲げるいずれかに該当する劣後特約付社債とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	